

Title	念仏銭・題目銭と六道銭
Sub Title	Nenbutsu-sen and Daimoku-sen : Pseudo-Coins in Edo-Period burial goods
Author	鈴木, 公雄(Suzuki, Kimio)
Publisher	三田史学会
Publication year	1994
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.63, No.3 (1994. 3) ,p.1(221)- 15(235)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19940300-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

念佛錢・題目錢と六道錢

鈴木公雄

目次

- 一 六道錢と貨幣類似品
- 二 出土資料の紹介
- 三 伴出錢貨からみた使用年代
- 四 文獻記録と六道錢
- 五 埋葬習俗としての六道錢
- 六 結語

通宝を始めとする各種の寛永通宝が用いられた。これらの錢貨はそれぞれの発行年代と鋳造量を反映する組み合わせを持つて墓に副葬されており、その組み合わせを考古学的に分析することにより、中世から近世にかけての錢貨流通の動態を復元することができる（鈴木 一九八八、一九八九、一九九一、一九九三a、一九九三b）。

これらの六道錢に伴って、量的にはそれほど多くはないが「念佛錢・題目錢」と呼ばれる特殊な銅製の錢形製品が存在する。念佛錢とはその名の如く「南無阿弥陀佛」の六文字を鋳出したもので、図1-1-12に示した

日本の中世後半から近世にかけて、埋葬に際して錢貨を副葬する六道錢の習俗が流行した。副葬された錢貨の多くは中世では中国から渡來した北宋錢、南宋錢、明錢が主体となり、近世になると徳川幕府の鋳造した古寛永

字が鋳だされている。これらの錢形製品は単独で副葬さ

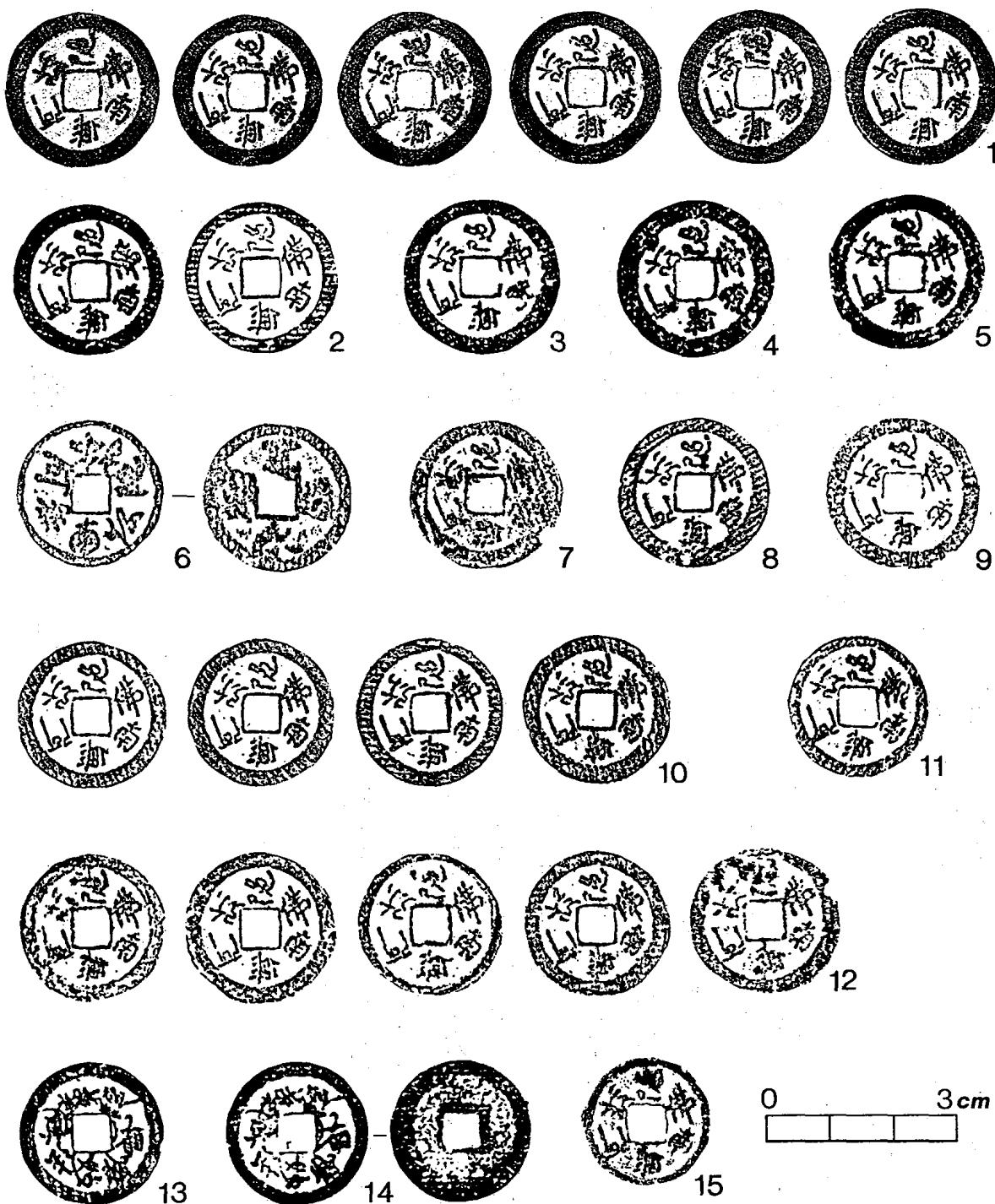


図1 出土念仏銭・題目銭

- | | | | |
|-------------|------------|------------|-------------|
| 1 芝公園BM57号 | 2 芝公園BM 1号 | 3 芝公園BM14号 | 4 芝公園BM264号 |
| 5 芝公園BM177号 | 6 天徳寺 4号 | 7 天徳寺114号 | 8 天徳寺222号 |
| 9 天徳寺261号 | 10 天徳寺221号 | 11 天徳寺309号 | 12 天徳寺310号 |
| 13 芝公園AM58号 | 14 発昌寺195号 | 15 摂津市勝久寺藏 | |

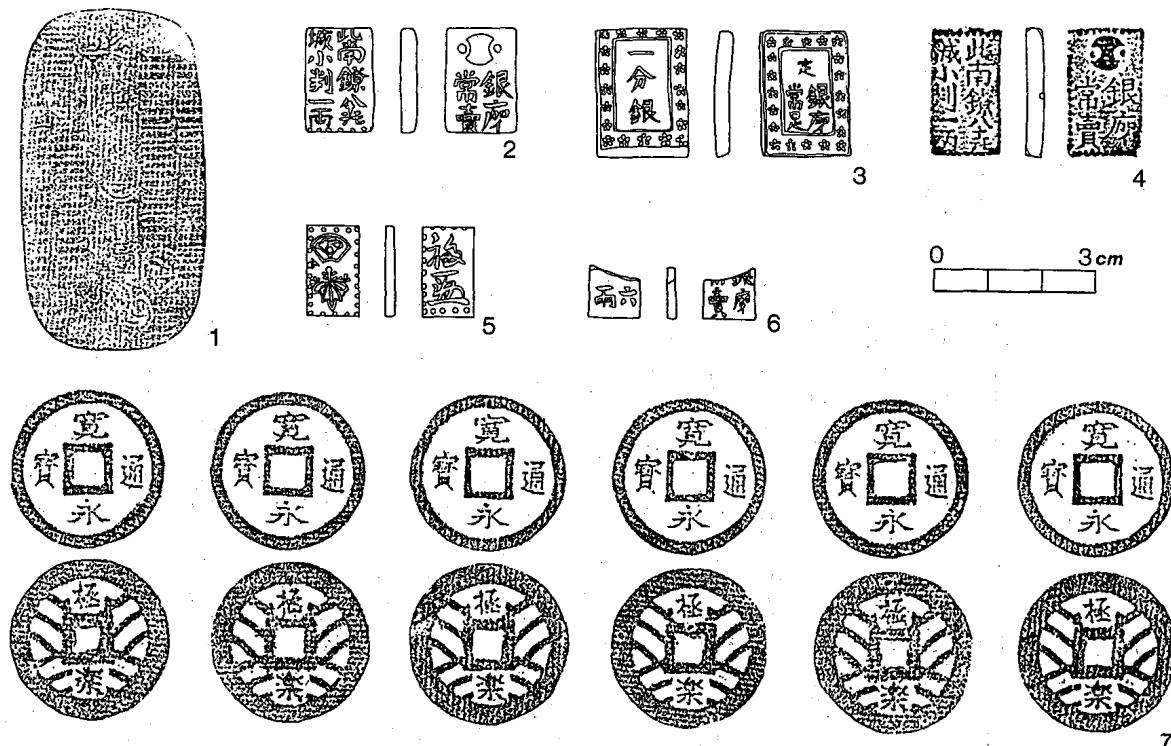


図2 各種貨幣類似品

1 芝離宮庭園

2~6 白金館址

7 筑柴野市近郊

れることもあるが、古寛永通宝その他の江戸時代錢貨に伴つて発見される場合が多く、六道銭として使用するために特別に鋳造されたものと考えられる。

近世の遺跡からは、以上のような念仏銭・題目銭とは異なつた、貨幣類似品がしばしば発見される。例えば図2-1~6に示したような小判、一分金、南鏡二朱銀なども模した真鍮製ないし焼き物の類例が存在するが、これらのはほとんどは副葬品として用いられたものではなく、今日も存在しているような一種の玩具であつたとみられる（白金館址遺跡調査会一九八八旧芝離宮庭園調査団一九八八など）。図2-4の南鏡二朱銀に「此南鏡八片モテ不成小判一両」とあるユーモラスな表現からもこの点が窺える。これらの貨幣類似品が墓の副葬品として発見された唯一の例としては、東京都新宿区自證院遺跡六四号墓がある（新宿区教育委員会一九八七）。これは性別不明の幼児骨を出土した甕棺で、染付け碗一、簪一〇、金具片一、寛永通宝六（文錢一、新寛永通宝四）とともに、焼き物の判金一、南鏡二朱銀二、真鍮製の小判一が発見されている。判金は表面に福、裏面に壽の文字が打ち出されており、真鍮製の小判とともに作りはあまり精巧ではないが、南鏡二朱銀は表に「此南鏡八十秤

成小判一両」、裏面に「銀座常賣」という文字が打ち出されている凝つた作りとなつてゐる。報告者はその大きさから、文政七年から天保元年（一八二四—三〇）にかけて铸造された新南鐸（文政南鐸）を模したものと考えている。

この自證院遺跡六四号墓出土の貨幣類似品は、すでに述べたように六道錢のかわりに用いられたものではないことは、同時に文錢一枚と新寛永通宝四枚からなる六道錢の完全セットが存在することからも明らかである。これにたいして、先に紹介した念佛錢・題目錢は材質、形状が錢貨と同一であるだけでなく、錢貨と組み合わされて六道錢を構成している点に特徴がある。これらからみて、念佛錢・題目錢は当時における錢貨の铸造にかかわった者によつて製作された可能性も考えられる。本稿では、これらの念佛錢・題目錢を全国的に集成し、その歴史的性格について検討を行うとともに、これまで錢貨流通という経済史・貨幣史的側面を中心に取り上げてきた六道錢について、埋葬習俗という視点からも検討を加えてみたい。

二 出土資料の紹介

現在まで筆者が収集した念佛錢・題目錢は、以下に示す九遺跡より出土した二六墓・四五枚で、この他に未報告資料である一遺跡・三墓・五枚を加えると、一〇遺跡・二九墓・五十枚となる。墓からの出土資料の全ては寛永銅錢に類似した銅製品である。

所 在	遺跡名	墓番号	出土念佛錢・題目錢の内訳
埼玉県 小峰山	七号墓	() 内は伴出錢貨	念佛錢二（渡來錢一 古寛永通宝三）
東京都 芝公園	A M五八号墓	念佛錢一（古寛永通宝三 文錢二）	題目錢一（古寛永通宝四 文錢七）
B M一号墓		念佛錢二（古寛永通宝四）	
B M一四号墓		念佛錢一（古寛永通宝六）	
B M五七号墓		念佛錢六（念佛錢のみの完 全セット）	
B M一四六号墓	念佛錢一（古寛永通宝六）		
B M一七七号墓	念佛錢一（渡來錢一 古寛永通宝四）		
B M一五〇号墓	念佛錢三（渡來錢一 古寛		

B M二六四号墓	永通宝一 文銭二)
狸穴	念仏銭一 (渡来銭二 古寛)
四九号墓	永通宝一)
五六号墓	念仏銭一 (念仏銭のみ出土)
發昌寺	題目銭一 (文銭五 新寛永)
天徳寺	通宝一)
一九五号墓	題目銭一 (新寛永通宝五)
四号墓	念仏銭一 (古寛永通宝二)
一一四号墓	文銭三)
二二二号墓	念仏銭一 (古寛永通宝一)
二二二号墓	念仏銭四 (念仏銭のみ出土)
二六一号墓	念仏銭一 (古寛永通宝一)
二六四号墓	新寛永通宝五)
念仏銭一 (念仏銭のみ出土)	念仏銭一 (念仏銭のみ出土)
念仏銭一 (古寛永通宝三)	念仏銭一 (念仏銭のみ出土)
新寛永通宝三)	念仏銭五 (念仏銭のみ出土)
念仏銭一 (念仏銭のみ出土)	念仏銭三 (念仏銭のみ出土)
念仏銭一 (渡来銭一 古寛	題目銭一 (渡来銭一 古寛
永通宝三)	永通宝三)
念仏銭一 (古寛永通宝九	題目銭一 (題目銭のみ出土)
文銭一)	念仏銭一 (古寛永通宝七
S I〇五八	文銭二)
調御寺	
大阪府	
福岡県	
天福寺	
千葉県	
鹿島前	
一六三号墓	
念仏銭一 (題目銭のみ出土)	
九八八)。	
他の多くの場合一枚から五枚の間で一定の枚	
数をとる傾向は認められない。渡来銭ないし古寛永通宝	
などの正規の銭貨と共に伴したもののは一七墓存在しており、	

これらの出土資料を見ると、東京都を中心として、埼玉県、千葉県と言った地域に分布しており、江戸時代の行政区分で言えば江戸御府内およびその周辺部に分布の集中が認められる。しかし、大阪府堺市調御寺（堺市教育委員会 一九八三）や福岡県博多市天福寺遺跡（桜木一九九一）などからもわずかではあるが出土例がある。またさらに、福岡県には未発表資料として一遺跡・三墓・五枚の念仏銭の出土が知られており、将来は近世遺跡の調査が進捗しつつある近畿圏、北九州などの地方大都市から出土例が増加する可能性がある。

出土状況を見ると、念仏銭は七遺跡・二一墓・四〇枚、題目銭は四遺跡・五墓・五枚となり、圧倒的に念仏銭が多い。また当然のこととはいえ、念仏銭と題目銭の両者が一緒に副葬される例は存在しない。念仏銭や題目銭が単独で副葬されている例は九例あり、そのなかで図1-1に示したような港区芝公園B M五七号墓からは、念仏銭のみが六枚の完全セットをなして出土したが、これはきわめて珍しい例といえるだろう（港区教育委員会 一九八八）。他の多くの場合一枚から五枚の間で一定の枚数をとる傾向は認められない。渡来銭ないし古寛永通宝などの正規の銭貨と共に伴したもののは一七墓存在しており、

そのうち小峰山七号墓（佐野市教育委員会 一九八九）、所沢L五十一号墓、芝公園BM一号墓、BM一七七号墓、發昌寺一九五号墓（新宿区南元町遺跡調査会 一九九一 新宿区發昌寺跡遺跡調査会 一九九一）、天徳寺四号墓（天徳寺寺域第三遺跡調査会 一九九二）の六例においては、正規の錢貨と念佛錢ないし題目錢を合計すると、六枚の完全セットを形成する。また、芝公園BM一四号墓、BM一四六号墓、BM二五〇号墓、發昌寺五六号墓、天徳寺一二二号墓、同じく二六四号墓の六例においては、正規の錢貨六枚の完全セットに念佛錢ないし題目錢が伴っている。前者は六道錢を構成する正規の錢貨と念佛錢・題目錢が同一の扱いを受けていたことを示しており、後者の場合は正規の錢貨の完全セットに付加するかたちで使用されていたのであろう。

念佛錢・題目錢を出土した墓の埋葬方法、副葬品、被葬者の性差、年齢などについてみてみると、他の墓とのあいだに特に顕著な相違を見いだすことは出来ないようである。人骨の依存状態が良好な東京都港区芝公園、天徳寺、新宿区發昌寺の三遺跡・一九墓の検討結果をみると、被葬者の性別は男性九、女性五、小児二、不明三となつており、男性が女性の一倍近く存在している。しか

し、江戸市中の墓の性差は男性に偏る傾向があり、とくに近世前半において著しいことが知られている。芝公園一丁目遺跡は出土錢貨の組み合わせから一七世紀中頃を中心とする年代と考えられるが、念佛錢・題目錢を出土した墓の性差は男性五にたいして女性は僅か一例しか存在しておらず、時期の新しくなる天徳寺遺跡（一七世紀の中頃から一八世紀中頃）においては、男性四にたいして女性三と性差が接近してくるのは、この点をよく示している。

埋葬方法についてみると、早桶九、甕棺五、焼骨壺五となり、特定の埋葬方法と結びつくものではないことがわかる。芝公園一丁目遺跡の八例は性差、年齢差に關係なく早桶が用いられており、發昌寺遺跡の二例は甕棺、天徳寺遺跡では早桶一、甕棺三、焼骨壺五となつてている。

このほか栃木県小峰山遺跡、千葉県鹿島前遺跡（我孫子市教育委員会 一九八一八三）には土壙墓も存在しており、江戸時代に用いられた各種の埋葬方法が認められる。また副葬品についても、六道錢、数珠、煙管と言つた他の墓から発見される品物と共通しており、とくに念佛錢・題目錢を出土した墓に特有な副葬品は存在しない。

各地から出土した念佛錢を比較してみると、港区天徳

寺遺跡四号墓から出土した一例を除いて、その経文の鋳出し具合などがよく類似している。実物にもとづく細部の観察による比較を行つてゐるわけではないが、拓本によるかぎりこれらの念仏銭・題目銭は、各地でばらばらに鋳造されたのではなく、幾つかの限定された場所で製作され、広域に流通していつたものと考えられる。唯一の例外と考えられる天徳寺遺跡四号墓出土の念仏銭は、表に南無阿弥陀仏の六文字を鋳だしているが、裏が古寛永通宝に類似した錢貨となつてゐるきわめて特殊なものである。しかも、他の念仏銭・題目銭の全てが、その文字が鏡の銘帯のように時計回りに配列するのに対し、この天徳寺遺跡四号墓例の文字は中央にある方形の孔を中心にして放射状に読むかたちに配列されている。この特異な念仏銭が江戸で製作されたのか否かは確定できなが、極めて限られた時期と地域で製作されたものであると考へられる。

三 伴出錢貨からみた使用年代

念仏銭・題目銭と伴出した錢貨から、それらの製作年代ないし使用年代を推定してみると、一七世紀中頃から一八世紀の前半という年代が浮かび上がつてくる。まず

明らかな点は、念仏銭・題目銭が渡来銭のみと伴出する例が無いという事実である。渡来銭が存在する場合は、小峰山七号墓、芝公園BM一七七号墓、BM二五〇号墓、鹿島前一二五号墓などに見られるように、古寛永通宝ないし文銭といった一七世紀中頃以降の錢貨を必ず伴つてゐる。これは念仏銭・題目銭の使用が古寛永通宝の鋳造以前、つまり一六三六年以前には遡らないことを示すものである。

念仏銭と最も多く伴出した錢貨は古寛永通宝で、小峰山七号墓、所沢L五一一号墓、芝公園AM五八号墓、BM一号墓、BM一四号墓、BM一四六号墓、BM一七七号墓、BM二五〇号墓、BM二六四号墓、天徳寺四号墓、一一四号墓、二二二号墓、二六四号墓、鹿島前一六三号墓、天福寺四一号墓の一五例があり、そのうち三例は古寛永通宝とのみ共伴している。以上の点と、先に紹介した天徳寺四号墓の裏面が古寛永通宝となつてゐる念仏銭の存在に注目すると、念仏銭の製作・使用された年代は、古寛永通宝の鋳造期間と複合する可能性がもつとも高い。恐らく、一七世紀の中頃から一八世紀の前半にかけてにの約一世紀間に製作・使用の中心があると考えてよいだろう。

これにたいして、題目錢はやや異なつた年代を示す可能性がある。題目錢の報告例はわずか五例しか存在しない。渡来錢と共伴する例は鹿島前遺跡の一例が存在するが、いずれの場合も寛永銅錢が伴つており、たとえば芝公園AM五八号墓は古寛永通宝、發昌寺五六号墓、一九五号墓では新寛永通宝が伴つてゐる。この他未報告例ではあるが九州（小倉市）には新寛永通宝のみと共伴した題目錢一例の存在が知られているから、今日までに知られている題目錢六例のうち三例までが新寛永通宝と関連していることがわかる。したがつて、今後資料の増加を待つべき部分はあるものの、題目錢の製作・使用年代は、念仏錢よりもやや新しい一八世紀の前半に中心があるものと考えられる。

念仏錢・題目錢の製作・使用年代の下限については、寛永銅錢と共伴する例が存在しないことから見て、一八世紀の後半以降に下ることは考えられない。寛永銅錢は元文四年（一七三九）以降幕末に至るまで全国各地で鋳造され、六道錢としても多数存在している。したがつて、寛永銅錢と銅製の念仏錢・題目錢とが伴わないという事実は、両者の製作・使用年代にずれがあることを示すものと考えられる。ただし、寛永銅錢が使用されるよう

なると念仏錢・題目錢もまた鉄製となるとすれば問題は別である。この点で注目すべき資料は図1-15に示した大阪府（摂津市）勝久寺に保存されている鉄製の念仏錢の存在である（摂津市史編纂委員会一九七七）。この念仏錢の出土状態や伴出遺物は不明だが、直径が約二センチとやや小形の点を除けば、経文の鋳上がりの状態、文字の特徴などは、六道錢と伴出した銅製の念仏錢ときわめてよく類似している。『摂津市史』の報告者はこれを中世の念仏錢と考えているが、それは出土状態などの客観的事実から判断したのではなく、勝久寺から中世の五輪塔その他の遺物が発見されていることからの推定と考えられる。

しかしながら、中世において鉄製の錢貨はほとんど存在しておらず、念仏錢・題目錢が六道錢と伴出した例も全く知られていないから、この勝久寺の鉄製念仏錢を中心の所産とするには無理がある。これらの点や鋳出された経文の文字が銅製の念仏錢ときわめて類似していることから考えて、勝久寺所蔵の鉄製念仏錢は一八世紀後半以降の寛永銅錢鋳造期間に平行する所産と考えるのが自然だろう。墓から出土する寛永銅錢の多くは銅錢と異なると考へられる。ただし、寛永銅錢が使用されるようになり鋳による腐食が著しく、その銭銘を判読できないもの

が多い。多くの場合鉄鑄の存在によつて寛永鉄錢と同定しているが、それらの中に勝久寺例のような鉄製念仏錢が存在した可能性も一概に否定はできないだろう。今後の資料の増加を待つて検討すべき課題といえるが、いざにせよ墓から出土する銅製の念仏錢・題目錢は、伴出する錢貨との関係から見て一七世紀の後半から一八世紀の前半にかけてという、かなり限定された期間に製作・使用されたことは確実である。

四 文献記録と六道錢

六道錢に関する文献記録としても良く知られてゐるのは、寛保二年（一七四二）に出されたいわゆる「六道錢禁令」だろう。『正寶事錄』一七四三には以下のように記されている。

葬禮之節金銀土中江埋候儀ニ付町触
一世上葬禮之節金銀或者六道錢土中江埋捨候事、無益
之儀ニ候、然共俗習之儀急ニ相止かたく可有之ニ付、
其所之寺院より、右無益之道理、寄々旦方共江説聞せ、
向後土中江埋候事相止させ候積り、
右之通町々江申聞せ、相止候様可心得候、

四月

この町触が出されたのは寛永鉄錢の鋳造開始後僅か三年後のことであり、出土六道錢の時期区分と対比させる普及を示すV期の開始期に相当する（鈴木 一九九三a）。この町触の内容として注目すべき点は、六道錢を副葬することは無益な行為であると断定してはいるものの、しかしながらその習俗が一回の町触ですぐに行われなくなるとは為政者自身考えていないこと、そのためには機会をとらえて寺院を通じて檀家たちを説得するという間接的な方法で解決を図るつもりにしていることなどである。これは禁令としてはきわめて弱腰な姿勢といわねばならず、六道錢の習俗が当時の社会に深く根をおろしていたことを示すものである。

副葬品に貨幣を用いることが無駄な行為であるとする考えは、江戸時代中期以降の隨筆にも示されており、たとえば幕末の儒学者寺門靜軒の著した『靜軒痴談』には、「僅ニ六錢トイヘドモ、金玉ヲ埋ムルニ同ジコトナリ。都下ニ住スル者幾萬人ナリヤ、（中略）限アル幣ヲ以テ、限りナキ死ニ殉フ、限ナキ愚ト云ベシ。青砥左衛門ヲシテ聞シメバ、何如ナル思ヲナサント想ハル。」と記されており、これは貨幣に対する一種の経済思想の表明とい

える。このような考證の基礎となつたのは、靜軒が引用しているように『太平記』に収められている青砥左衛門藤綱が鎌倉の滑川に銭を落とし、それを天下の富を失うとして落とした銭以上の費用をかけて回収した説話をあり。中世後期以降徐々に貨幣の持つ経済的、公共的機能が認識されてきた結果を示すものといえるが、このような考證かたが六道銭の習俗を否定しえなかつたことは、以下に示す『板倉政要』所収の六道銭に関する裁判説話からも明らかである。

板倉政要は一七世紀の後半にはすでに成立していたと考えられる裁判説話集で、一七世紀の前半に京都所司代を歴任した板倉伊賀守勝重、同周防守重宗、同内膳正重矩三人の裁判を集めたもので、文芸書と法制史・経済史関係の史料集としての性格とを併せ持つ書物であり、後世の『大岡政談』のモデルともなつたと言われている（熊倉一九八七）。その巻第六に「六道銭之事」と題する興味深い説話が収録されているが、参考することが比較的難しい文献があるので、以下にその全文を紹介する。

六道銭之事

或時、京中洛外迄僨約ノ御触有之ケレハ、京洛ノ商民伊賀守殿へ訴訟シケルハ、六道銭ノ儀僅ナリト

イヘドモ土中ニ埋ル義世界ノ費ヘノ様ニ奉存候、自今以後ハ拙者請負ニ仰付ラレ下サレ候者、焼物力或ハ木ナドニテ錢ヲイタシ土中ニ埋メ本錢ヲバ通用ニ致シ候時ハ、銅鉄ヲ不埋、世界ノ費ニ不成、拙者又本錢ニ木錢カ焼物錢ニカ引替候時ハ此本錢ヲ取テ渡世ノイトナミニ致シ申ヘシ、左様ニ被仰付ニ於テハ運上ヲ指上ヘキ旨申ケル、伊賀守殿聞召レ、世界ノ費ハ勿論ナレドモ木ノ錢焼物錢ニテ閻魔王合点仕ラルヘキヤ難計ノ条閻魔王ニ伺テ參ルヘシ、其返答次第二沙汰アルヘキトテ、彼者ノ首ヲ刎ラレケルトモ云、又山ヲ越サセラル、トモ聞ユ、津ノ国ノナガラノ橋ノ橋柱、ナカズハ雉子モ射ラレザラマシト云古例ニ相叶ヒタルト人々評シケルトナン、

この説話でまず注目すべきことは、六道銭が「世界ノ費」として無駄な行為であることが、市民にも為政者にも等しく考えられている一方で、その代用品としての「焼物錢」や「木錢」では、六道銭としての効能が發揮できないと考證されているところである。説話では「閻魔王合点仕ラルヘキヤ難計ノ条」というかたちで言い繕うなかに、為政者が代用品の使用認可に踏み切れないためらいが示されているといつてよい。説話ではその可否

を閻魔王に聞きにいかせるために首をはねるという、いささか残酷な頓智話として締めくくられるのだが、多くの人々に支えられた習俗の持つ無形の力を感じざるえない。

次に注目すべきは、この説話集の成立が一七世紀の後

半に考えられることと、そこで一種の貨幣類似品の製作・使用が計画されている点である。すでに紹介したように、念仏銭・題目銭が製作されはじめた時期と、この説話の成立年代とがほぼ一致するのであれば、念仏銭・題目銭が出現してくる背景として、この説話の伝える内容は重要な意味を持つといえる。このようにみてみると、寛保二年の六道銭禁令の内容が曖昧なものとならざるをえなかつた理由がよくわかる。さらに、一七世紀の中頃から一八世紀の前半にかけて製作・使用された念仏銭や題目銭が、六道銭の代替品として出現しながらも、六道銭としてついに銭貨に取つて替わることができなかつた事実や、先に紹介したような江戸時代の中頃から後半にかけて製作された焼き物ないし真鍮製の貨幣類似品も、六道銭の代替品としてではなく、玩具の一種として扱われていた理由などもよく理解することができる。中世・近世の六道銭はあくまでも「本銭」つまり現に流通して

いる銭貨を用いるという点に特徴があるのであり、埋葬習俗として極めて一貫した伝統に支えられていたといえる。

五 埋葬習俗としての六道銭

六道銭の習俗が中世に始まったことは確実だが、その詳しい出現年代を特定することは現在できない。それは中世に使用された銭貨の多くが、使用されている年代とは大きくかけ離れた鋳造年代を持つていてことに起因している。しかしながら、東日本の渡来銭のみからなる六道銭のなかで、永楽通宝を好んで用いる例がかなり存在しており、この点からみて中世の後半少なくとも一五世纪以降になると六道銭の習俗が盛んになることは確実と言える。おそらく備蓄銭が全国的に埋蔵され、銭貨の流通が一定の規模で各地に浸透してくる一三世紀末以降に、六道銭の習俗もまた成立していくのだろう。

中世の六道銭墓と近世の六道銭墓とを比較すると、埋葬施設や副葬品の種類と言つた点で近世墓のほうが変化が多彩になってくるが、六道銭の副葬方法そのものには一貫性が認められる。すなわち、被葬者の胸元ないし組み合わせた両手のあいだに、布や紙で包んだ六道銭を持

たせる方法は共通して認められる。その結果、六道銭の多くは錢貨どうしがぴつたりと鏽で密着した状態で発見される場合が多い。今日においても、紙に印刷した六道銭を頭陀袋に入れて首にかけてやる京都市中の事例などは、このような錢貨の副葬の仕方を継承したものといえる。

六道銭の副葬の仕方として、最近明らかにされた神奈川県上の山遺跡の二基の中世火葬土壙墓から発見された六道銭は、極めて注目すべき事例と言わねばならない（横浜市埋蔵文化財センター一九九一）。上の山遺跡四〇号墓壙、四一号墓壙からは、炭化した握り飯のなかに錢貨がそれぞれ三枚と四枚入れられていた（錢種不明だがおそらく渡来銭と考えられる）。これらの墓は土壙を掘り、そのなかで遺体を焼いたあと、そのまま埋土をかけてしまう、いわゆる「火葬土壙墓」ないし「火葬直葬墓」と呼ばれているものである。このような特殊な埋葬方法を行った結果、握り飯が蒸し焼き状態となつて保存されることになつたと考えられる。

このような副葬の方法は、火葬を行つたのち直ちに墓を埋めるという特殊な埋葬方法の結果明らかになつたものだが、通常の埋葬方法の場合にはたとえ錢貨を入れた

握り飯が副葬されたとしても、考古学的に確認することは困難だといえる。報告者は握り飯に付着していた布の痕跡からみて、頭陀袋などに入れられていたことも考えられ、おそらく死出の旅路の食料として副葬されたものとであろうとしている。この握り飯のなかに錢貨をいれるという習俗が、上の山遺跡において例外的に行われた特殊な習俗であるか否かは、今後の事例の増加を待つて慎重に検討すべき問題であるが、近世の六道銭出土墓には桃の核などが発見される例が多いこと、現在にいたるまで葬式に飯や団子を供える習俗が存在することなどからみて、今日の埋葬習俗と何らかのかかわりを持つものである可能性が高い。今後民俗学の事例との比較研究が必要である。

六道銭の習俗そのものは中世に起源を持ち、近世に隆盛を極めるけれども、その伝統は今日においても連綿として引き継がれている事実は折りにふれて指摘してきた（鈴木一九九一、一九九三など）。そのさいに用いられる六道銭は紙に印刷された寛永通宝であることが多く、東京ではそれをそのまま棺に納めるが、京都の事例では印刷した寛永通宝の紙片を白い布で作った頭陀袋に縫い付けて、死者の首に懸けてやる。ところが、図2-17に

示したようななれつきとした铸造の六道銭が現在でも用いられていることを最近になつて知つた。図示した六道銭は「南都極楽六文銭」という登録商標名で箱入りで販売されており、筆者は九州筑紫野市の近郊で採集したが、同様の六道銭は三重県下でも用いられているらしい。

この南都極楽六文銭は表は新寛永通宝の字体を用い、裏は波銭（一一波）の形をしており、鉄で铸造されているがブロンズのように仕上げられているため、外観は銅製の六道銭のように見える。大きさは本物の波銭よりもやや大きく、一文相当の寛永銅銭に比べるとひとまわり以上大きい。念佛銭・題目銭、その他の六道銭などともっとも異なる点は厚さで、寛永銅銭の三倍近くもあり、持つとずしりとした手応えがある。登録商標となつている所から見ると、かなり広い範囲に流通しているものと考えられるが、南都という名称からみて奈良市の周辺で製造されているものだろう。鉄製で波銭の形を模しているところから、おそらく江戸時代後期以降になつて製作されるようになつたものと考えられるが、それが寛永通宝の形態のまま今日でも用いられている点は、江戸時代錢貨における寛永通宝の果たした役割を反映していくかのよう興味深い。

筑紫野市の六道銭のような事例からみると、今日の埋葬習俗のなかに六道銭の副葬は依然として生きつづけていることがわかる。今日の六道銭の習俗を採集し、その民俗学的・歴史的意味を明らかにし、中・近世の六道銭習俗との脈絡をたどることが今後の研究課題となるだろう。とくに、江戸時代までは「本銭」つまり現に通用している銭貨が六道銭として用いられていたのが、いつごろから模造銭によつて代替されたようになつたのかを、埋葬習俗の意識変化と関連させて明らかにする必要がある。これらの伝統的な習俗の多くは、今日急速に変容・消失しつつあり、各地において早急に事例を収録するなど、対応を怠がなければならない。

六 結 語

六道銭と伴出する念佛銭・題目銭と呼ばれる錢貨類似の銅製品について、その使用時期や歴史的な性格を取り上げて検討してきた結果、以下の点が明らかになつた。
① 念佛銭・題目銭は現在まで一〇遺跡・二九墓・五〇枚出土しているが、題目銭はそのうちで四遺跡・五例しか存在せず、圧倒的に念佛銭が多い。
② 念佛銭・題目銭を出土した遺跡は江戸府内が四遺

跡・二〇墓・三七枚と圧倒的に多く、その外に江戸周辺の遺跡、堺環溝都市、博多など、江戸周辺ないしは地方の大都市から出土している。

(3) 念仏錢の使用時期は、伴出した錢貨の組み合わせから、古寛永通宝鑄造期間である一七世紀中頃と考えられるが、題目錢はそれよりもやや新しい一八世紀の前半頃と考えられ、いずれも比較的短期間に铸造・使用されたものと考えられる。

(4) 鉄製の念仏錢ないし題目錢が一八世紀の後半以降、寛永銅錢と平行して使用されていた可能性も考えられるが、これについては現在具体的な出土資料が存在せず、今後の資料の増加を待つてさらに検討すべきである。

(5) 念仏錢・題目錢の形態は、当時の流通錢貨であつた寛永銅錢の規格と一致するもので、その鋳出された経文の文字の類似ぐあいから考えて、いくつかの限定された場所で製作されたものと考えられる。

(6) 念仏錢・題目錢が考案された動機が、板倉政要に見られるような錢貨の損失を防ぐという意味あいからであるのか否か確定できないが、少なくとも江戸時代のいくつかの文献記録からは、六道錢はあくま

でも本錢つまり通用錢である必要があつたと考えられる。

(7) 六道錢が正規の流通錢貨でなければならなかつたことは、江戸時代にかなり一般的に作られていた粘土を焼いて作った一種の貨幣類似品が、多くの場合墓の副葬品としてではなく、一種の玩具として用いられていた点からも明らかである。

以上取り上げてきたように、六道錢の習俗は中・近世を通じて一貫した伝統を持つているが、これと今日に伝えられている六道錢の習俗との異動を比較検討することから、埋葬習俗としての六道錢の民俗学的・歴史的位置づけを明確にする必要がある。そのさい、上の山遺跡で明らかになつたような、今日においては確認できないような六道錢の習俗も存在するから、考古学・民俗学・近世史それぞれの分野の事例や研究を、多角的に総合する視野が今後求めされることになるだろう。錢貨は単に経済活動の媒体、価値保全のための手段としてのみ存在していたわけではなく、とくに前近代の社会においては多くの先駆がすでに指摘しているように、ある種の呪術的な力を持つた存在としても受け止められてっていた。錢貨を中心とした社会史の再構築に、このような視点を加

味することの意義を強調しておきたい。

本研究は平成五年度文部省科学研究費補助金（一般研究 C）「中・近世出土錢貨の研究——考古学的手法による錢貨流通史の復元——」（課題番号〇四六三〇〇四五）による研究成果の一部である。

謝 辞

本小文作成の重要な動機となつた『板倉政要』に関する熊倉功夫氏の論文を御教示くださつた筑波大学歴史・人類学系西野 元教授に末筆ながら御礼申し上げる。

参考文献

- 我孫子市教育委員会 一九八一 八二 『鹿島町遺跡第三次、第四次発掘調査報告』
旧芝離宮庭園調査団 一九八八 『旧芝離宮庭園』
熊倉 功夫 一九八七 『板倉政要』第六卷～第一〇卷
『歴史人類』第一五号 筑波大学歴史・人類学系
堺市教育委員会 一九八三 『調御寺跡』『堺市文化財調査報告書』二〇集
桜木 晋一 一九九一 「九州地域における中・近世の錢貨流通——出土備蓄錢六道錢からの考察——」
『九州文化史研究所紀要』三六
- 佐野市教育委員会 一九八九 『小峰山遺跡』
新宿区教育委員会 一九八七 『自證院遺跡』
新宿区發昌寺跡遺跡調査会 一九九一 『發昌寺跡』
新宿区南元町遺跡調査会 一九九一 『發昌寺跡』
白金館址遺跡調査会 一九八八 『白金館址遺跡』(3)
鈴木 公雄 一九八八 「出土六道錢の組合せからみた江戸時代前期の銅錢流通」『社会経済史学』五三一
一九八九 「出土六道錢の枚数と墓の保存状態」
慶應義塾大学民族学・考古学研究室編 『考古学の世界』所収 新人物往来社
一九九一 「地中から掘り出された近世像」『争点 日本の歴史』五 江戸時代 近世編 所収
一九九三 a 「多數の錢貨を有する六道錢について」『史学』六二一―三
一九九三 b 「渡来錢から古寛永通宝へ——出土六道錢からみた近世前期錢貨流通史の復元——」『論苑 考古学』坪井清足さんの古稀を祝う会編 天山舎
摂津市史編纂委員会 一九七七 『摂津市史』
天徳寺寺域第三遺跡調査会 一九九一 『天徳寺寺域第三遺跡発掘調査報告書』
港区教育委員会 一九八八 『増上寺子院群』
横浜市埋蔵文化財センター 一九九二 『上の山遺跡』 港北ニユータウン地域内埋蔵文化財調査報告 一三